済生会福島総合病院《物品購入等》競争入札心得

第１章　共通項目

（目的）

第１条 済生会福島総合病院が発注する印刷物の製造、食料品・物品等の買入れ、業務委託、修理等(以下「物品購入等」という。）の契約に係る競争入札による入札に参加しようとする者は、法令、入札公告若しくは指名通知書、入札説明書に定めるもののほか、この心得の定めるところにより入札しなければならない。

２　前項の規定は、次の各号に掲げる競争入札ごとに定めるものとする。

(1) 条件付一般競争入札である場合には、入札参加者は、第 1 条から第 12 条までの規定により入札しなければならない。

(2) 指名競争入札である場合には、入札参加者は、第 1 条から第 7 条まで及び第 13 条から第 16 条までの規定により入札しなければならない。

（公正な入札の確保）

第２条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）その他法令の規定に抵触する行為を行ってはならない。

（開札）

第３条　 開札は、入札公告又は指名通知書に示す日時及び場所において行うものとする。

２　開札は、公開とする。

（落札者の決定）

第４条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した入札参加資格を有する者を落札者とする。

（入札書の無効等）

第５条　次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者が入札した入札書

(2) 鉛筆書きによる入札書

(3) 金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない入札書

(4) あて先、商号又は名称、押印のいずれかがない入札書

(5) 日付がない又は公告日若しくは通知日から開札日までの期間内の日付となっていない入札書

(6) 納品物名、委託業務名，修理名等及び納品先、委託業務箇所、修理箇所等が記載されていない入札書

(7) 納品物名、委託業務名、修理名等及び納品先、委託業務箇所、修理箇所等が入札公告又は指名通知書と一致しない入札書（軽微な誤字、脱字等であって意思表示が明確であるものを除く。）

（契約書等の提出）

第６条 契約書を作成する場合においては、落札者は、院長（以下「契約権者」という。）が指示する契約書案に住所・氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印し、関係

書類を添えて落札決定の日から起算して 7 日以内に、これを契約権者に提出しなければならない。ただし、契約権者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が、前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は落札決定後速やかに契約権者が指示する請書を提出しなければならない。ただし、契約権者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

（質問及び異議の申立て）

第７条 入札参加者は、この心得に疑義がある場合は、その疑義について入札前において質問することができる。

2 入札書等の提出後、第８条第 1 項、第 13 条第 1 項に規定する事項並びにこの心得についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

第２章　条件付一般競争入札

（条件付一般競争入札の入札）

第８条 入札参加者は、入札公告、仕様書、設計図書、契約の方法及び入札の条件、現場等を熟知し、また暴力団排除に関する誓約事項（別紙１）を承諾のうえ入札しなければならない。

2 入札参加者は、入札書等を一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により、かつ、入札公告で示した提出期日を指定した配達日指定郵便で郵送しなければならない。

3 入札参加者は、入札書等を次の方法で郵送しなければならない。

(1) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。

(2) 入札書及び入札内訳書を中封筒に入れ、封かんの上、中封筒の表面に入札参加者の商号又は名称、納品物、委託業務、修理名と納品先、委託業務、修理箇所及び開札日を記載すること。

(3) 外封筒には、入札書等を封入した中封筒を入れ、外封筒の表面に入札参加者の商号又は名称、納品先、委託業務、修理箇所、開札日、担当者、担当者連絡先（電話番号及びファクシミリ番号）及び入札書等在中の旨を記載すること。

4 入札参加者は、一度郵送した入札書等の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

（条件付一般競争入札の開札）

第９条　開札には、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

2 同じ価格をもって入札した者が２人以上あるときは、別に定める「入札におけるくじ」の方法によりくじを行い、順位を決定するものとする。

3 開札したときは、直ちに入札書及び中封筒の記載事項を確認し、無効又は失格の入札を行った者があった場合には、当該入札者名及び当該理由を読み上げるものとする。

4 前項の確認を行った後、無効及び失格の入札を除き最低価格の入札をした者から第２順位までの入札者（以下「落札候補者」という。）を落札候補者として入札金額及び入札者名を読み上げるものとする。

（落札決定の保留）

第 10 条 落札候補者を決定したときは、落札決定を保留し、落札候補者のうち第１順位の者から順に入札参加資格の確認を行った上、落札者を決定する。

（第１順位の落札候補者に対する通知）

第 11 条 第１順位の落札候補者が開札に立ち会わないときは、開札後速やかに当該落札候補者に電話等確実な方法により通知するものとする。

（条件付一般競争入札の入札書の無効）

第 12 条 第５条に掲げるもののほか次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

(1) 第８条第２項に規定する方法以外の方法により提出された入札書

(2) 入札公告に示す指定日以外の日に到着した入札書（郵便事故によって指定日以外に到着したものであって開札に間に合うものを除く。）

(3) 入札公告で示した提出先以外に到着した入札書（郵便事故によって提出先以外に到着したものであって開札に間に合うものを除く。）

(4) 外封筒及び中封筒に商号又は名称が記載されていないなど開札前に入札参加者が特定できない入札書

(5) 中封筒の表記が誤字、脱字、未記載等により対象案件が特定できない入札書

(6) 同一の入札参加者が２通以上提出した入札書

(7) 中封筒に入っていない入札書

(8) 提出期限内に入札参加資格確認書類の確認に必要な書類等を提出しない者の入札書

(9) 虚偽の入札参加資格確認書類を提出した者の入札書

(10) 上記(1)から(9)に掲げるもののほか、入札公告、入札説明書、契約の方法及び入札の条件において示した入札条件に違反して入札した入札書

第３章　指名競争入札

（指名競争入札の入札）

第 13 条 入札参加者は、指名通知書、契約書案、設計図書（仕様書を含む。）、金抜き設計書、契約の方法及び入札の条件、現場等を熟知し、また暴力団排除に関する誓約事項（別紙１）を承諾のうえ入札しなければならない。

２ 入札参加者は、所定の日時に所定の場所に本人が出席して入札書等を提出することを原則とし、郵便をもって入札書等を提出することはできない。

３ 入札参加者は、入札執行者が求めた場合は見積内訳書を提出しなければならない。

４ 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、入札執行者の確認を受けなければならない。

５ 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

６ 入札参加者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。

(1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
(6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

７ 入札参加者又は入札参加者の代理人は、入札書等を一旦提出した後は開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（入札の辞退）

第 14 条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

２ 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより入札執行者に申し出るものとする。
(1) 入札執行前にあっては、入札執行者に入札辞退届（別紙２）を直接持参又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）する。
(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届（別紙２）又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提示する。

３ 入札参加者が、一旦、入札を辞退した場合は、これを撤回することはできない。

４ 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

（入札の取りやめ等）

第 15 条 入札参加者が不穏の行動をなす等の場合において、入札を適正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し若しくは取りやめることがある。

２ 入札参加者が１者の場合は入札の執行を取りやめる。

（指名競争入札の入札書の無効等）

第 16 条 第 5 条に掲げるもののほか次の各号のいずれかに該当する入札書は無効とする。
(1) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者が提出した入札書
(2) 郵便により提出された入札書
(3) 委任状を持参しない代理人が提出した入札書
(4) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理人をした者が提出した入札書
(5) 同一人が同一事項に対して２通以上の入札をした場合において、その前後を判別することができない入札書又は後発の入札書
(6) その他、指名通知書、契約の方法及び入札の条件等において示した条項に違反して入札した入札書

（くじによる落札者の決定）

第 17 条 同じ価格をもって入札した者が２人以上あるときは、別紙３「入札におけるくじ」の方法によりくじを行い、落札者を決定する。

附則

この心得は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。

別紙1

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書の提出をもって誓約します。

記

1　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店もしくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。

2　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。

3　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

4　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

別紙2

入 札 辞 退 届

年　　月　　日

済生会福島総合病院長　　様

住所
商号又は名称
代表者名　　印

私は、下記入札への参加を辞退します。

記

1　納品物名（委託業務、修理名）

2　納品先、（委託業務、修理箇所）

3　入札実施予定日
年　　月　　日

4　辞退理由

別紙3

入　札　に　お　け　る　く　じ

競争入札の開札の結果、第1番目又は第2番目の入札参加者が複数あり、順位の決定ができない場合は、「くじ」によりその順位を決定する。

1　郵便入札の場合

（1）　入札書の「くじの数」欄に任意の値を記入　くじを行う場合に備えて、入札書の「くじの数」欄にあらかじめ任意の値（000～999）を記入する。なお、記入がない場合等は、入札参加有資格者名簿の登録番号の下3桁の数値が記載されたものとみなす。

（2）　くじの手順

ア　登録番号の小さい者から順にくじ番号（0、1、2、・・・）を付与する。

イ　同額入札の入札書に記載されたくじの数を合算し、その合計数を入札書の数で除算し、余りを算出する。

ウ　上記イの計算結果による余りと一致した上記アのくじ番号の入札参加者を最上位とする。

エ　最上位のくじ番号に1を足したくじ番号の入札参加者を2順位とする。
　この場合において、最上位のくじ番号に1を足したくじ番号が存在しない場合には、0のくじ番号の入札参加者を2順位とする。

オ　2順位のくじ番号に1を足したくじ番号の入札参加者を3順位とする。
　この場合において、2順位のくじ番号に1を足したくじ番号が存在しない場合には、0のくじ番号の入札参加者を3順位とする。

カ　4順位以下はオの規定に準じて順位を決定する。

（例）　入札参加者3名が同額入札の場合

（1）　入札参加有資格者名簿の登録番号の小さい者から順にくじ番号（0、1、2、・・・）を付与する。

（株）A　（登録番号　000006025）・・・・・・くじ番号　0
（株）B　（登録番号　000006030）・・・・・・・くじ番号　1
（株）C　（登録番号　000006051）・・・・・・・くじ番号　2

（2）　くじの数の和を求め、同額入札者数で除算し、余りを算定する。

（株）A　（くじの数　123）　　合計（123＋072＋452＝647）
（株）B　（くじの数　072）
（株）C　（くじの数　452）　　余り（647÷3＝215・・・余り2）

（3）　順位の決定

最上位は、余り2と一致するくじ番号である（株）Cである。
2順位は、2＋1＝3のくじ番号が存在しないので、くじ番号0の（株）Aとなる。
3順位は、0＋1＝1と一致するくじ番号の（株）Bとなる。